

富山城南病院 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

運 営 規 程

第1条 医療法人社団城南会が設置する富山城南病院（以下「事業所」という）において実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所が実施する訪問リハビリテーション等の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けることとする。

2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行うこととする。

3 事業所は、居宅介護支援事業者その他、保健・医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業を実施する名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1） 名 称：医療法人社団城南会 富山城南病院
- （2） 所在地：富山県富山市太郎丸本町一丁目8番1

（従事者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所の訪問リハビリテーション等における従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1） 管 理 者 1人 従業者の管理、指導を行う。
- （2） 作業療法士 1人以上 訪問リハビリテーション計画書を作成すると共にリハビリテーションの実施、指導を行う。
- （3） 言語聴覚士 1人 訪問リハビリテーション計画書を作成すると共にリハビリテーションの実施、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 訪問リハビリテーション等の営業日及び営業時間は以下の通りとする。

- （1） 営 業 日：月曜日から金曜日とする。
但し、国民の祝日、年末年始やお盆、法人が定める休業日については休業にする。
- （2） 営業時間：月曜日から金曜日、午前9時から午後5時とする。

(事業の内容)

第7条 訪問リハビリテーション等は、主治医の指示に基づき、要介護等の心身機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション等計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富山市内対象小学校校区：堀川、光陽

(利用料その他の費用の額)

第9条 訪問リハビリテーション等を実施した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護負担割合証の割合に基づいて支払うものとする。

(衛生管理)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(2) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時の対応)

第11条 利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。また、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

3 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 当病院は、利用者の人権の擁護・虐待防止の為、次の措置を講じる。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 利用者等からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待に必要な措置

(ハラスメント対策事項)

第13条 当病院は、あらゆるハラスメントを防止する観点から、ハラスメント防止の為の対策指針を定め、マニュアルなどを作成、共有し、発生時に報告・相談しやすい窓口を設置するなどの体制を整備する。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第15条 当病院は提供した訪問リハビリテーション等に係わる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(契約の解除)

第17条 契約者からの契約解除

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失により、契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合、本契約を解除することができる。

2 事業者からの契約解除

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況や家族等の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・精神・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(その他運営に関する重要事項)

第18条 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団城南会の役員会において定めるものとする。

附則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月1日に一部変更し、施行する。

この規程は、令和5年2月1日に一部変更し、施行する。

この規程は、令和5年4月1日に一部変更し、施行する。

この規程は、令和5年11月1日に一部変更し、施行する。

この規程は、令和6年3月3日に一部変更し、施行する。

この規程は、令和6年8月1日に一部変更し、施行する。

この規程は、令和7年6月1日に一部変更し、施行する。